

建築基準法における問い合わせの多い建築制限の数値
(田主丸町、北野町、城島町、三潁町)

注1 令和4年12月23日時点の用途区分、建築制限を掲載しています。用途区分、建築制限は変更になることがあります。
注2 地区計画、建築協定、風致地区、高度利用地区等による建築制限は掲載していませんので、別途確認してください。
注3 異なる地域に日影を生じさせる場合は、それぞれ日影を生じさせる地域の制限が適用されます。

地 域		田主丸町						北野町						城島町、三潁町							
都市計画		田主丸都市計画区域						北野大刀洗都市計画区域						筑後中央広域都市計画区域							
用途地域		区域区分非設定						区域区分非設定						区域区分非設定							
		住第一 専種 用地 中高 層	第一 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準 工 業 地 域	指 定 無 し	住第一 専種 用地 層	居第一 専種 用地 中 高 層 住	第一 種 住 居 地 域	第二 種 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	指 定 無 し	住第一 専種 用地 層	住第二 専種 用地 層	居第一 専種 用地 中 高 層 住	第一 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準 工 業 地 域	指 定 無 し
法52条第1～2項 容積率の限度	容積率	200%						80%	200%						80%	200%					
	道路幅員に乗じる数値	0.4			0.6			0.4			0.6			0.4			0.6				
法53条第1項 建蔽率の限度		60%	60% 80%	80%	60%	70%	50%	60%		80%	70%	50%	60%			80%	60%	70%			
法53条の2 敷地面積の最低限度		-						-						-							
法54条 外壁の後退距離の限度		-						-						-							
法55条 建築物の高さの限度		-						10m	-						10m	-					
法56条1項1号 道路斜線	勾配	1.25			1.5			1.25			1.5			1.25			1.5				
	適用距離	20m						20m						20m							
法56条1項2号 隣地斜線	勾配	1.25			2.5			-	1.25		2.5		-	1.25			2.5				
	勾配に加える高さ	20m			31m			-	20m		31m		-	20m			31m				
法56条1項3号 北側斜線	勾配	-						1.25	-						1.25	-					
	勾配に加える高さ	-						5m	-						5m	-					
法56条の2 日影規制 注3	制限を受ける建築物	高さが10mを超える建築物				-		軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物				-		軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物				-	
	平均地盤面からの高さ	4m				-		1.5m	4m				-		1.5m	4m				-	
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	4時間	5時間			-		4時間	4時間	5時間		-		4時間	4時間	5時間		-			
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	2.5時間	3時間			-		2.5時間	2.5時間	3時間		-		2.5時間	2.5時間	3時間		-			